



佐賀県公報

平成16年
7月30日
(金曜日)
外
号

田 次

規 則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 行政書士法施行細則の一部を改正する規則
- 社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

告 示

- 自衛隊一等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間

(五〇九・危機管理・広報課) 三

- 自衛隊一等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験期日等

(五一〇・ 生産者支援課) 三

人事委員会事項

- 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

(規 則・二一五) 四

公布された規則のあらまし

●佐賀県規則第五十号

- 行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和二十六年佐賀県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第十三条第一項」を「第十三条の二十一第一項」に改める。
第八条中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

様式第四の表中「第十三条」を「第十三条の22第1項」に改め、同様式の裏中「第十三条」を「第十三条の22」に改め、「行政書士」の次に「又は行政書士法人」を加える。

- 3 この規則は、平成一六年八月一日から施行するにとした。

- 社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五

一号）

この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則

- 1 生活福祉資金について、更生資金と障害者福祉資金を統合するにした。
修学資金中修学費の貸付金額の限度に係る学校の区分を改めた。
- 2 その他生活福祉資金の貸付金額の限度、据置期間及び償還期間の一部を改めたにとした。
- 3 この規則は、平成一六年八月一日から施行するにとした。

- 佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第五二号）

- 1 電気通信事業法の改正に伴い、引用語句を改めた。 (第一〇条関係)

- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を以て改め
布する。

平成十六年七月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第五十一号

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和四十一年佐賀県規則第110
九号)の一項を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「障害者更生資金(生業費に限る。)」を廻り、同
項第七号中「障害者生業費」を削る。

別表第一の更生資金の項を次のように改める。

生業費	2,800,000円 ただし、障害者世帯にあつては、 4,600,000円	貸付けの日 から1年以内。 ただし、障害者世帯 に対する貸付 けにあつては、貸付 けの日から 1年6か月 以内	据置期間 経過後7 年以内。 ただし、障害者世 帯に対する貸 付けにあつ ては、据置 期間経過 後9年以 内	500,000円	据置期間 経過後3 年以内
住宅資金				800,000円	貸付けの日 から6か月 以内

別表第一の障害者更生資金の項を廻り、同表の福祉資金の項、住宅資金の項
及び修学資金の項を次のように改める。

更生資金	1 知識技能を習得する期間が6 ヶ月を超えない場合は、 1,100,000円	2 知識、技能 を習得する 期間が満了 した後6か 月以内	3 短期大学(専修学校の専門課 程を含む。) 月額 60,000円	4 大学 月額 65,000円	500,000円
技能習得 費	2 法令等において知識技能を習 得する期間が6月以上と定めら れている場合は、6月を超える 期間に150,000円を乗じて得た 額(4,500,000円を限度とする。) と1に定める額との合計額				

別表第一の療養・介護資金の療養費の項の貸付金額の限度の欄の中
「1,506,000円」を「1,700,000円」に改め、

「ただし、特に必要と認められる場合は、

1,686,000円」を削り、同欄の2中

○ 拙 示

「2,304,000円」を「2,300,000円」に改め、同表の療養・介護資金の介護費の
項の貸付金額の限度の欄の中「1,736,000円」を「1,700,000円」に改め、同
欄の中「2,354,000円」を「2,300,000円」に改め、同表の離職者支援資金の
項の貸付金額の限度の欄中「生計中心者が離職した日から2年（特別の場合は
3年）を経過した日の属する月の翌月以降又は」を削り、同項の据置期間の欄
中「6か月」を「12か月」に改め、同表の備考の中「障害者更生資金」を
「更生資金」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する
規則をこのに公布する。

平成十六年七月三十日

佐賀県知事 古川 康

● 佐賀県規則第五十一号

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部
を改正する規則

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部
を改正する規則

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十五年佐
賀県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号ト中「第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者が行う
その事業」を「第一百一十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定
する認定電気通信事業」に改める。

○ 佐賀県告示第五百十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条及び第百十八
条の規定による一等陸士、二等海士及び一等空士の採用試験の試験期日並びに
試験場の位置及び名称を次のとおり定める。

平成十六年七月三十日

佐賀県知事 古川 康

募集期間

（男子）平成十六年八月一日から同年九月六日まで

（女子）平成十六年八月一日から同年九月八日まで

○ 佐賀県告示第五百十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条及び第百十八
条の規定による一等陸士、二等海士及び一等空士の採用試験の試験期日並びに
試験場の位置及び名称を次のとおり定める。

平成十六年七月三十日

佐賀県知事 古川 康

区分

試験期日

試験場の位置

試験場の名称

（筆記試験、口述試験、 身体検査）	神埼郡三田川町大字 立野七番地	陸上自衛隊日達原駐屯 地
平成一六年九月一五日		

（筆記試験）	佐賀市栄町二番一号	佐賀県農協会館
平成一六年九月一七日	唐津市西城内六番三 三号	唐津市民会館

平成16年7月30日(金)

男子	
鹿島市納富分二六四 三番一号	鹿島公民館
伊万里市新天町六六 三	伊万里商工会館
武雄市武雄町武雄五 五三八番地一	武雄市文化会館
神埼郡三田川町大字 立野七番地	陸上自衛隊目達原駐屯 地
(口述試験、身体検査) 平成一六年九月二一日 一一一日 一一四日	神埼郡三田川町大字 立野七番地 陸上自衛隊目達原駐屯 地
(筆記試験、口述試験) 平成一六年九月二六日 (身体検査) 平成一六年九月二七日	佐賀市栄町二番一号 佐賀県農協会館 神埼郡三田川町大字 立野七番地 陸上自衛隊目達原駐屯 地

を除く。) 及び警察署」及び「留置係に勤務する警察官」を「留置管理係に勤務する警察官 (管理業務のみに従事する者を除く。)」に改め、同表の第六号の作業の項中「無線自動車警ら係」を「自動車警ら係」に改め、同表の第七号の作業の項中「通信指令係」を「通信指令第一係、通信指令第二係及び通信指令第三係」に改め、同表の第八号の作業の項中「舟艇係」を「船舶係」に改め、同表の第十号の作業の項中「航空隊」を「警察航空隊」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

○人事委員会事項

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を(ハ)に公布する。

平成十六年七月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十五号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一号の作業の項中「指導・現場係」を「指導係、現場係」に、「所長」を「所長、参事」に改め、同表の第二号の作業の項中「警察署」を「警察本部の監察課留置管理係に勤務する警察官(管理業務のみに従事する者